

5 教保第705号
令和5年6月27日

一般社団法人京都府薬剤師会会長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありましたのでお知らせします。

また、各市町（組合）教育委員会教育長及び各府立学校長宛て通知しましたので併せてお知らせします。

担 当	保健体育課 健康安全教育振興係
電 話	(075)414-5874



5 教保第705号
令和5年6月27日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。つきましては、必要に応じて所管の学校等に周知していただくようお願いします。

担 当	保健体育課 健康安全教育振興係
電 話	(075)414-5874



5 教保第705号
令和5年6月27日

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありましたので、適切に対応してください。

担 当	保健体育課 健康安全教育振興係
電 話	(075)414-5874



事務連絡
令和5年6月22日

各都道府県教育委員会学校保健主管課
各指定都市教育委員会学校保健主管課 御中
各都道府県私立学校主管部課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の
四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について
(施行通知)

標記について、令和5年6月21日付け薬生発0621第4号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありました。

については、本内容を御了知の上、必要に応じて関係機関に周知されるようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2931（直通）

薬生発 0621 第 4 号
令和 5 年 6 月 21 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第二条第十五項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19 年厚生労働省令第 14 号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 86 号)が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周知をお願い申し上げます。



薬生発 0621 第 1 号
令和 5 年 6 月 21 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第二条第十五項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19 年厚生労働省令第 14 号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第 86 号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1)新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定薬物として指定した。

- ① *N*-(1-アダマンチル)-1-(4-フルオロプロチル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② 2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和5年6月21日)から起算して10日を経過した日(令和5年7月1日)から施行する。